

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	身体障害者手帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、身体障害者手帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年6月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳事務
②事務の概要	郡山市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 身体障害者手帳に係る交付申請の受理、交付、返還、居住地変更の手続き等の事務 本人の住所、本人が15歳未満の場合の保護者の確認等 ①身体障害者手帳の新規申請の受理、審査、結果の通知、交付 ②身体障害者手帳の程度変更申請の受理、審査、結果の通知、交付 ③身体障害者手帳の紛失による再交付の受理、交付 ④身体障害者手帳の破損による再交付の受理、交付 ⑤居住地変更の申請の受理 ⑥氏名変更の申請の受理 ⑦（身体障害者手帳の所持者が転入してきた場合）転出元市区町村への更生指導台帳の送付依頼 ⑧（身体障害者手帳の所持者が転出した場合）転入先市区町村からの更生指導台帳の送付依頼に対する回答
③システムの名称	保健福祉情報システム（身体障害者手帳） 庁内連携システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、80、81、91、92、108、124、125、141、144、155、161、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 電話024-924-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：保健福祉部障がい福祉課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、原則申請書によりマイナンバーを取得することとし、情報連携システムでの照会の際は、必ず複数人で照会作業を行い、人為的ミスが発生するリスク回避に努めている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド等を踏まえ、 ・権限設定については、毎年度見直すこととし、人事異動があった際には、登録・削除を行う。 ・保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する。 ・アクセスする権限を有する職員においては、適切にID、PWを管理しており、離席時の端末からのログアウトを徹底することとし、また、システム側においては、一定期間操作がない場合に自動ログアウト機能を実装している。 上記により、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5 ②所属長の役職名	障がい福祉課長 生江 温	障がい福祉課長	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部ソーシャルメディア推進課（市政情報センター） 電話024-924-3511	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報課（市政情報センター） 電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月27日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月27日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	〈情報提供〉 番号法 第19条第7号 別表第二の16項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、106項、116項	〈情報提供〉 番号法 第19条第8号 別表第二の16項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、106項、116項	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	記載時点の統一
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和3年8月10日 時点	事後	記載時点の統一
令和7年6月11日	I-1 ③システムの名称	保健福祉情報システム（身体障害者手帳） 共通基盤システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	保健福祉情報システム（身体障害者手帳） 庁内連携システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	事後	見直しに伴う変更
令和7年6月11日	I-3 ②法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の11項	番号法別表20の項	事後	法改正による。
令和7年6月11日	I-4 ②法令上の根拠	〈情報提供〉 番号法 第19条第8号 別表第二の16項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、106項、116項	〈情報照会の根拠〉 情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない。 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、80、81、91、92、108、124、125、141、144、155、161、163の項	事後	法改正による。
令和7年6月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年3月28日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和7年6月11日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	令和7年3月28日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和7年6月11日	IV-8 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年6月11日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	新様式に伴う項目追加